

一般社団法人アスバシ 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人アスバシ（以下「この法人」という。）の定款第40条第2項の規定に基づき、この法人の活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報が濫りに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 この法人の情報公開の対象資料を閲覧又は謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(管理)

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局長が管理する。

(情報公開の方法)

第5条 この法人は、情報公開の対象資料に応じて、公告、公表、資料の事務所備置き及びインターネット等の方法により情報公開を行うものとする。

(公開する資料)

第6条 前条のうち、次の資料はインターネット上で公開する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) 上記以外の資料で、公開の申出を受け、公開が必要と理事会が認める資料（インターネット上で公開する資料）

2 前項のインターネット上での公開に当たり、前項第1号及び第2号は最新の資料を、第3号から第7号までは3か年度分の資料をそれぞれ公開する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、理事会決議日（2021年9月24日）から施行する。